二以上の事業者による産業廃棄物の 処理の特例の認定の手引き

東京都

平成30年3月

はじめに

- この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定申請用です(平成30年4月1日施行)。 なお、保管のみで収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。
- 八王子市内に積替え保管施設又は処分施設がある場合は、八王子市長の認定が必要です。
- 二以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬(積替え保管、PCB、船舶)又は処分の範囲、収集、運搬又は処分を行う事業者の許可取得状況により、事前計画書の提出や添付書類が異なりますので、認定を受けようとする場合は必ず事前にご相談ください。

目 次

																												~	ページ
1	申請受付場所・		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	申請方法・・・		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
3	申請手数料・・								•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	申請から審査・	認定	ま	で	の	流∤	ι•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	申請書類の作成								•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
6	申請書類様式・								•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
7	申請書記載例•																												26

1 申請受付場所

申請は次の2か所で受け付けています。

なお、積替え保管施設又は処分施設が認定の範囲に含まれる場合は、設置する区域を管轄 する窓口にご相談ください。

【23区・島しょの区域】

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(都庁第二本庁舎19階北側) JR東日本 新宿駅西口から徒歩15分、都営大江戸線 都庁前駅から5分

電話 03-5388-3587 (直通)、FAX 03-5388-1381

【多摩の区域 (八王子市を除く)】

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審查担当

〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号(東京都立川合同庁舎3階) JR中央線 立川駅南口から徒歩15分、JR南武線 西国立駅から徒歩7分

電話 042-528-2693 (直通)、FAX 042-522-9511

2 申請方法

- (1) 申請方法
 - ・申請及び事前計画書は、予約制とさせていただいております。
 - ・あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約のうえ、ご来庁ください。
 - ・郵送では受付けておりません。
 - ・予約は1か月以上先になることもあります。余裕を持ってご予約ください。

(2) 受付時間

平日 午前9時から11時まで及び午後1時から4時まで

(3) 提出部数

正副**2部**(ただし、23区、島しょの区域と多摩の区域(八王子市を除く)の両方に積替え保管施設や処分施設がある場合は正**1部**副**2部**)

副本は申請者の控えとなりますので、正本の写し(コピー)でも構いません。

3 申請手数料

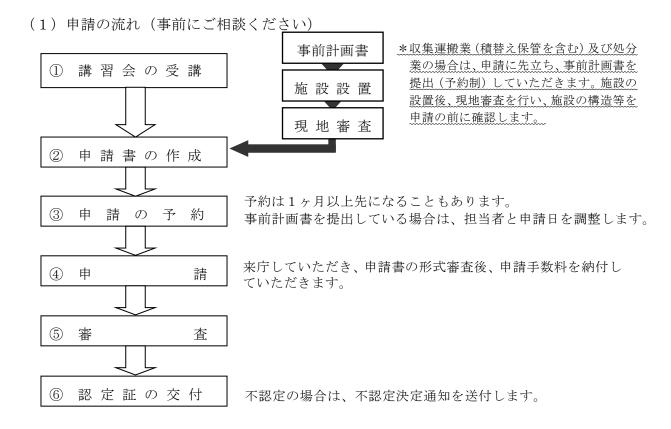
(1) 申請手数料(平成30年4月1日現在) 147,000円

(2)納入方法

申請手数料は、申請当日に庁舎内(午後4時以降は庁舎外)の金融機関(出納機関)で 納付していただきますので、**必ず現金をご用意ください。**

※一度納付された申請手数料は、不認定や申請取り下げの場合でも返還できません。

4 申請から審査・認定までの流れ



(2)審査期間

- ① 審査の標準処理期間は申請書受理後60日です。
- ② 次の期間は標準処理期間に含まれません。
 - ・予約日から申請書を受理するまでの期間
 - ・申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
 - · 土日祝日、年末年始(12/29-1/3)
- ※審査期間中の審査状況の問い合わせはご遠慮ください。

(3) 認定証の交付

認定証は窓口又は郵送で交付しますので、申請時に交付方法をお知らせください。

- ① 窓口交付を希望する場合
 - ・認定決定後に都からFAXする「認定決定のお知らせ」の受領書に、住所、名称等を 記入の上、申請書に使用した印鑑を押印し、申請を行った窓口にお持ちください。受 領書と引き換えに認定証をお渡しします。

② 郵送による交付を希望する場合

・あらかじめ送付先を記入した**レターパックプラス**(レターパックライトは不可)を申 請時に提出してください。認定決定後、認定証を郵送します。

5 申請書類の作成

(1) 申請書のとじ方



- ・申請書は左側に2穴をあけ、<u>(2)のリストの順番に並べ、とじひもでとじてください。</u>
- ・不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

(2) 申請書類等の確認リスト

No.	申請書類等	確認欄						
【申請書(様式)】								
1	特例認定申請書 (p.8~10)							
2	事業計画の概要(p.11~20)							
3	誓約書 (p.23)							
_	請者に関する書類】 から8までは事業者ごとに作成すること)							
4	定款又は寄付行為の写し							
5	法人の登記事項全部証明書 (履歴事項全部証明書) 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの							
6	子会社の株主名簿(これに準ずるものを含む。)							
7	子会社(100%出資子会社を除く)に役員又は職員を派遣していること を示す書類(派遣協定書、発令通知の写しなど)							
8	子会社(100%出資子会社を除く)を分社化したことを示す書類(法人の登記事項全部証明書、分社化を議決した議事録の写しなど)							
	集、運搬又は処分を行う事業者に関する書類】 から23までは事業者ごとに作成すること)							
9	 許可証の写し(収集運搬業、処分業、施設の許可を受けている場合) 							
10	役員・株主・政令使用人名簿 (p.22)							

	住民票抄本	役員等(取締役、監査役、相談役、 顧問を含む。)					
11	*本籍が記載されたもの *マイナンバーが記載されていないも の	5%以上の株主又は出資者(株主 又は出資者が個人の場合)					
	注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	令第6条の10に規定する使用 人(申請に当該使用人がいる場 合)					
12	法人の登記事項全部証明書(履歴事項 全部証明書) 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新 のもの	5%以上の株主又は出資者(株主 又は出資者が法人の場合)					
		役員等(取締役、監査役、相談役、 顧問を含む。)					
13	成年被後見人等に該当しない旨の登記 事項証明書 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新	5%以上の株主又は出資者(株主 又は出資者が個人の場合)					
	のもの	令第6条の10に規定する使用 人(申請に当該使用人がいる場 合)					
	【財政能力に関する書類】						
14	開始に要する資金の総額及びその資金の 注)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 合は不要です。	•					
15	貸借対照表(直近3年分)						
16	損益計算書(直近3年分)						
17	株主資本等変動計算書(直近3年分)						
18	個別注記表(直近3年分)						
19	法人税の納税証明書「その1 納税額等	等証明用」(直近3年分)					
【技術的能力に関する書類】							

20	講習会終了証の写し
	【施設に関する書類】
21	自動車車検証の写し(使用する車両全部) 注1)運搬車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。 使 用権原があると認められるのは、次の場合のみです。 ① 自動車検査証の使用者が申請者である場合 ② 自動車検査証の使用者欄が空欄の場合には、所有者が申請者である場合 注2)レンタル車両(借受契約等で借りている車両)の登録は認めていません。 注3)自動車検査証の有効期間が申請日時点で有効なものに限ります。 注4)汚泥(脱水後のもの)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(コンクリートくずのみ)、鉱さい、がれき類は「土砂等禁止」の車両では収集運搬できません。(根拠法:土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法) 注5)トレーラ及びセミトレーラは、容器として取り扱いますので登録は不要です。 注6)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制不適合車は、登録できません。ディーゼル車走行規制不適合車の可能性のある車両については、DPF装着証明書(写し)の提出を求める場合があります。 適合車か否かの確認は、ディーゼル車規制相談窓口(専用電話 03-5388-3528)にお問い合わせください。
22	船舶の使用権原を証明する書類(船舶を使用する場合) 次のいずれかを提出してください。 船舶検査証書・裸傭船契約書・裸傭船契約書に準じた傭船契約書 上記の書類には①~③の内容が記載されているものをお願いします。 ①船主は本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求 権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は海上運搬に係る傭船者の指揮監 督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うこと。 ③船主は傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。
23	運搬車両・船舶の写真(p.24)
24	運搬容器等の写真(p.25)

申請書類様式

(第1面)

	\	т іши/				
二以上の事業者によ	くる産業層	軽棄物の処理に係	系る特例認定に	申請書		
				年	月	日
東京都知事殿						
水 水 柳 刈 ず						
	申請者	首				
	住	所				
	名	称				
	代	表者の氏名				
	電	話番号				
	住	所				
	名	称				
		表者の氏名				
		話番号				
	PE I	III . III . 17				
廃棄物の処理及び清掃に関する活	去律第 12	条の7第1項の	規定により、	二以上	の事業	者によ
る産業廃棄物の処理に係る特例の記	認定を受	けたいので、関	係書類及び図	国面を添れ	えて申	請しま
す。						
申請に係る収集、運搬又は処分を						
行う産業廃棄物の種類(石綿含有						
産業廃棄物、水銀使用製品産業廃						
乗物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)						
申請に係る収集、運搬又は処分の						
範囲(収集又は運搬にあっては、取						
り扱う産業廃棄物の種類及び積替						
え又は保管を行うかどうか、処分						
にあっては、処分の方法ごとに区						
分して取り扱う産業廃棄物の種類						
を記載すること。)						
申請に係る収集、運搬又は処分を						
行う区域(他の都道府県知事等に						
申請する場合には、その旨も記載						
すること。)						
※事務処理欄						
-						

統括して管理する事業者	
(ふりがな)	
名 称	
収集、運搬又は処分を行う事業者	
(ふりがな)	
名 称	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の	
場所を含む。施設ごとに概要を記載	
すること。)	
中き老のされいだねよ、の事業老(佐	「「大い」 マ 笠 四 ナフ 古 ツ 老 \
甲請者のりらいすれが一の事業者(統: の議決権保有割合	括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者
議決権を保有する一の事業者の名	F/r
一 一 一 一 一 の 一 の 争 来 有 の 名	
他の全ての事業者の名	称 当該一の事業者が保有する議決権保有割合
 統括して管理する事業者の役員又は職	員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者
	又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)
生 年 月 日	本
(ふりがな) 役職名・呼称	住 所
氏 名 派 遣 先 名 称	派遣先住所
派遣先役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式の 総数			株	出資の口数又は 額	
	(ふ り が な) 氏名又は名称	生年月日	保有する株 又は出資の しくは出資	株式の数 の口数若 の金額	本	籍
	2012/18/11/1		割	合	住	所
-						
-						
-						
-						

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

3 運搬施設

(1)	運搬車両・船舶	一覧					
	車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	所有者又	は	/ #	-1z .
	又は船舶名称	又は車両番号	(Kg)	使用者		備	考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
事務	所の所在地						
駐車	場の所在地						
(2)	その他の運搬施	設	,				
運搬	股容器等の名 称	用 途	容量		1	備	考

4 積替え保管施設

所在地	する休日旭以							
面積								
積替え	保管を行う産業	美廃棄物の	種類			,		
番	産業廃棄物	搬入	搬出	主な	主な	主な	1日あたりの平	
号	の種類	者	者	搬出先	排出元	品名	均的な搬出入量	
1		自社	自社				搬入:	
1		他社	他社				搬出:	
2		自社	自社				搬入:	
2		他社	他社				搬出:	
3		自社	自社				搬入:	
3		他社	他社				搬出:	
4		自社	自社				搬入:	
4		他社	他社				搬出:	
5		自社	自社				搬入:	
5		他社	他社				搬出:	
6		自社	自社				搬入:	
0		他社	他社				搬出:	
7		自社	自社				搬入:	
,		他社	他社				搬出:	
8		自社	自社				搬入:	
0		他社	他社				搬出:	
9		自社	自社				搬入:	
9		他社	他社				搬出:	
10		自社	自社				搬入:	
10		他社	他社				搬出:	
保管上	保管上限: 屋外保管上限:							

5 処分施設

施設の設置場所									
施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置 年月日	施設許可番号	施設許可				
		1	1 7 7 7	<u> </u>	1 2 2 2				
	T	-T		Т	Γ				
	T			<u></u>	[
					[
	<u>I</u>								
	-T				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		-T		Γ	Γ				

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

事業所名称	所 在 地
	争采灯石体

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

収集、	運搬	処 分								
産業廃棄物の種類	数量	産業廃棄物の種類	数量							

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
	自己・他社			

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量	再生品の種類	数量

10 熱回収量

- 11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
 - ※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

- 12 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該 産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
 - ※ 施設配置図を添付してください。

様式第五号の三(第八条の三十八の五第五項関係)

(第1面)

	申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額								
					及びその資金の調達方法 				
	Þ]	訳		金 額 (千円)				
資	3	きの	総	額					
		土		地					
		事	務	所					
		収集道	重搬耳	車両					
		積替值	呆管 カ	施設					
		処理	里施記	没					
	自	己	資	金					
調	借	÷ 5	(金					
達		借入を	七名)						
方									
法	そ	. 0	D	他					
	堆)		資					
備考	Ć.	内訳村	闌 の§	事項に	については、事業計画に応じ適宜変更すること				

(日本産業規格 A列4番)

役員・株主・政令使用人名簿

法人名			
(ふりがな)	生年月日	本 住	籍
氏 名	役職名・呼称等	住	所
	_		

(第2面)

誓約書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

東京都知事様

提出者

住所

名称

代表者の氏名

電話番号

運搬車両・船舶の写真

	車登録番号又は車両番号
船舶	名
	写真の方向等について図示するのが望ましい。
前面	注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
写	・船舶の斜め前から撮影すること。
真	
側	注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。
面	・名称等の車体の表示が確認できること
写	収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。
真	車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。
	撮影 年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途			
注意事項・容器等の全	体が写るように撮影すること	撮影	年	月	日
		取別	+	Л	Н

運搬容器等の名称	用途
从 .本.本.在	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。	
	撮影 年 月 日

申請書記載例

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

平成30年 4月 2日

東京都知事殿

申請者

住 所 東京都新宿区〇〇二丁目8番1号 名 称 ○○鉱山株式会社 代表者の氏名 代表取締役 東京 太朗 電話番号 03-5388-000

住 所 東京都新宿区〇〇二丁目8番1号 名 称 ○○化学株式会社 代表者の氏名 代表取締役 東京 次郎 電話番号 03-5388-○○○○

住 所 ○○県○○市○○二丁目8番1号 名 称 △△電力株式会社 代表者の氏名 代表取締役 新 宿 三 郎 電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者によ る産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請しま す。

申請に係る収集、運搬又は処分を 行う産業廃棄物の種類(石綿含有 産業廃棄物、水銀使用製品産業廃 棄物又は水銀含有ばいじん等が含 まれる場合は、その旨を含む。)

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)

特別管理産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ

申請に係る収集、運搬又は処分の 範囲(収集又は運搬にあっては、取 り扱う産業廃棄物の種類及び積替 え又は保管を行うかどうか、処分 にあっては、処分の方法ごとに区 分して取り扱う産業廃棄物の種類 を記載すること。)

【収集運搬】汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、金 属くず、ガラ陶(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 特別管理産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ

【積替え保管】廃プラ、金属くず、ガラ陶(水銀使用製品 産業廃棄物を含む)

【処分 破砕】廃プラ、金属くず、ガラ陶(水銀使用製品 産業廃棄物を含む)

申請に係る収集、運搬又は処分を 行う区域(他の都道府県知事等に 申請する場合には、その旨も記載 すること。)

東京都、○○県

※事務処理欄

(第2面)

-					
統括して管理する事業者					
(ふりがな)	まるまるこうざんかぶしきがいしゃ				
名 称	○○鉱山株式会社				
収集、運搬又は処分を行う事業者					
(ふりがな)	まるまるかがくかぶしきがいしゃ				
名 称	○○化学株式会社				
	積替え保管				
	東京都〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地				
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の					
場所を含む。施設ごとに概要を記載					
すること。)	東京都△△市△△△番地				
	 統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者				
の議決権保有割合	pull しく日在 1 3 尹末日 1 4 14日 1 3 回い王(V) 尹末日				
議決権を保有する一の事業者の	名称 ○○鉱山株式会社				
他の全ての事業者の名	3 称 当該一の事業者が保有する議決権保有割合				
□□○○化学株式会社	○○鉱山株式会社 100%				
△△電力株式会社	○○鉱山株式会社 90%				
統括して管理する事業者の役員又は駆					
の発行済株式の総数、出資口数の総数	数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)				
生 年 月 日	本				
(ふりがな) 役職名・呼称					
日 日 名 派 遣 先 名 称	┪ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
派遣先役職名・呼称					
田和○年○月○日 取締役	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号				
新宿三郎 △△電力株式会社					
代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇二丁目8番1号				
T S S S S S S S S S S S S S S S S S S S					

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数		10,00) () 株	出資の口数又は 額	1億円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する 又は出資 しくは出資	の口数若	本	籍
20,000,000		割	合	住	所
(まるまるしょうけんかぶしきがいしゃ)		2,	500株		
○○證券株式会社			2 5 %	東京都〇〇区〇	○二丁目8番1号
(まるまるぎんこうかぶしきがいしゃ)		2,	000株		
○○銀行株式会社			20%	東京都〇〇区〇	〇三丁目〇番〇号
(まるしんたくぎんこうかぶしきがいしゃ)		1,	000株		
○信託銀行株式会社			10%	東京都〇〇区〇	○四丁目○番○号
(とうきょう たろう)	S62.4.2		500株	東京都新宿区〇〇)町○丁目○○番地
東京太朗	502.4.2		5 %	東京都新宿区〇〇)町○丁目○○番○号

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称 ○○鉱山株式会社

部署名 環境部 総務課

住 所 東京都新宿区○○二丁目8番1号

担当者の氏名 🛆 🛆 🛆 🛆

電話番号 03-5388-○○○

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

収集運搬業 13-10-00000

認定後も他社の産業廃棄物を収集運搬するため許可を更新する

処分業 13-20-0000

認定後も他社の産業廃棄物を処分するため許可を更新する

○○鉱山株式会社、○○化学株式会社及び△△電力株式会社から排出される産業廃棄物(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を除く))については、○○化学株式会社が収集運搬し、中間処理の委託先である○○興業株式会社(許可番号13-20-******)又は△△サービス株式会社(許可番号**-20-******)に搬入する。

○○鉱山株式会社、○○化学株式会社及び△△電力株式会社から排出される産業廃棄物(廃プラ、金属くず、ガラ陶(廃蛍光ランプ 水銀使用製品産業廃棄物))については、○○化学株式会社が収集運搬し、○○化学株式会社の積替え保管施設(東京都○○市○○○丁目○○○番地)での積替え保管の後、○○化学株式会社の処分施設(東京都△△市△△△番地)で破砕を行う。破砕後の残さについては、○○化学株式会社が運搬し、○○興産株式会社(許可番号**-20-*****)に処理を委託する。

○○鉱山株式会社、○○化学株式会社及び△△電力株式会社から排出される特別管理 産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ)については、○○化学株式会社が収集運搬し、中間処理 の委託先である△△サービス株式会社(許可番号**-90-*****)に搬入する。

運搬車両 5台

積替え保管施設 東京都〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地 面積〇〇㎡

廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)○㎡(他社分○㎡)

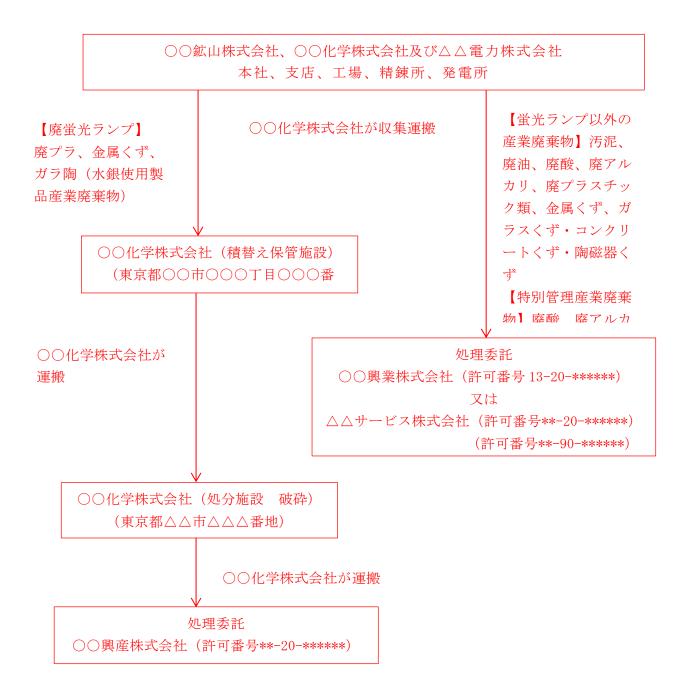
作業時間 午前9時から午後5時まで

処分施設 破砕 東京都△△市△△△番地

廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物) 12,000本/日

作業時間 午前9時から午後5時まで

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程



3 運搬施設

(1)	(1) 運搬車両・船舶一覧									
	車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	所有者又						
	又は船舶名称	又は車両番号	(Kg)	使用者	備 考					
1	バン	品川〇〇あ〇〇〇	000	〇〇化学	(株)					
2	バン	品川〇〇あ〇〇〇	000	〇〇化学	(株)					
3	バン	品川〇〇あ〇〇〇	000	〇〇化学	(株)					
4	清掃車	品川〇〇い〇〇〇	000	〇〇化学	:(株)					
5	タンク車	品川〇〇い〇〇〇	000	〇〇化学	(株)					
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
事務原	所の所在地	東京都新宿区〇〇二丁目8番1号								
駐車場	場の所在地	東京都〇〇市〇〇〇	丁目〇〇〇番地	1						
(2)	その他の運搬施調	没	1		1					
運搬	容器等の名称	用 途	容	量	備考					
プラン	スチック容器	廃酸、廃アルカリ	200	0, 400	特管含む					
	光ランプ用段 ケース	廃プラ、金属くず、ガラ陶(廃蛍光ランプ 水銀使用製品産業廃 乗物)	20本							
オー	プンドラム	汚泥		2000						
クロー	ーズドドラム	廃油		2000						
フレ:	コンバック	廃プラスチック		1 m³						

4 積替え保管施設

所在地	所在地 東京都〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地							
面積	$\bigcirc\bigcirc$ m ²							
積替え保管を行う産業廃棄物の種類								
番	産業廃棄物	搬入	搬出	主な	主な	主な	1日あたりの平	
号	の種類	者	者	搬出先	排出元	品名	均的な搬出入量	
1	廃プラ、金 属くず、ガ ラ陶(水銀 使用製品産 業廃棄物)	<mark>自社</mark> 他社	<u>自社</u> 他社	○○化学㈱	○ () () () () () () () () () () () () ()	廃 蛍 光 ラ ンプ	搬入: 〇〇 t 搬出: 〇〇 t	
2		自社	自社				搬入: 搬出:	
_		自社	自社				搬入:	
3		他社	他社				搬出:	
4		自社	自社				搬入:	
4		他社	他社				搬出:	
5		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
6		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
7		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
8		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
9		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
10		自社	自社				搬入:	
		他社	他社				搬出:	
保管上	限: 1. 5 m			屋外保	:管上限:な	: L		

5 処分施設

施設の設置場所	Ť				
施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置 年月日	施設許可 番号	施設許可 年月日
東京都△△市△	△△△番地	I	I		
破砕	廃プラ、金属くず、 ガラ陶(廃蛍光ラン プ 水銀使用製品 産業廃棄物)	12,000 本	H29.10.1		
		ſ	T		
		T	T		T
		<u> </u>	<u> </u>		l
			T	_	

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

法人名称	事業所名称	所 在 地
○○鉱山株式会社	本社	東京都新宿区〇〇二丁目8番1号
IJ	○○支店	○○県○○市○○○丁目○番○号
IJ	○○精錬所	○○県○○市○○○丁目○番○号
○○化学株式会社	本社	東京都新宿区〇〇二丁目8番1号
II.	○○支店	○○県○○市○○○丁目○番○号
II.	○○工場	○○県○○市○○○丁目○番○号
△△電力株式会社	本社	○○県○○市○○二丁目8番1号
II.	○○発電所	○○県○○市○○○丁目○番○号

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

収集、	運搬	処 分			
産業廃棄物の種類	数量	産業廃棄物の種類	数量		
汚泥	○○ t				
廃油	$\bigcirc \ell$				
廃酸	$\bigcirc \ell$				
廃アルカリ	$\bigcirc \bigcirc \ell$				
廃プラスチック	00 t				
金属くず	00 t				
ガラスくず・コンク リートくず・陶磁器 くず	○○ t				
特管 廃酸	$\bigcirc \ell$				
特管 廃アルカリ	$\bigcirc \bigcirc \ell$				
廃プラ、金属くず、 ガラ陶(廃蛍光ラン プ 水銀使用製品 産業廃棄物)	〇〇本	廃プラ、金属くず、 ガラ陶(廃蛍光ラン プ 水銀使用製品 産業廃棄物)	〇〇本		

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方 法	数量
廃プラスチック類	自己·他社	○○興産㈱	00	00 t
金属くず	自己・他社	○○興産㈱	00	00 t
ガラ陶	自己・他社	○○興産㈱	00	00 t
	自己・他社			

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量	再生品の種類	数量		
なし					

10 熱回収量

なし

- 11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
 - ※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。
- (1) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制
 - ○○鉱山株式会社が、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する。統括管理を行う担当部課は、○○鉱山株式会社環境部総務課とする。
- (2) 収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
 - ① 受託者と締結する委託契約の内容 委託契約書(案)は別添のとおり
 - ② 受託者に交付する管理票に関する事項

管理票交付者は、○○鉱山株式会社、○○化学株式会社及び△△電力株式会社の三 社連名とする。

- ○○鉱山株式会社本社は環境部総務課、○○支店は総務課、○○精錬所は庶務課の社員が交付担当者となる。
- ○○化学株式会社本社は総務部総務課、○○支店は総務課、○○工場は庶務課の社員が交付担当者となる。

△△電力株式会社本社は庶務課、○○発電所は庶務担当の社員が交付担当者となる。

- 12 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該 産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
 - ※ 施設配置図を添付してください。

積替え保管施設では、施設配置図のとおり、既存の廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)の保管場所○㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の○㎡の廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)の保管場所を新たに設置する。

処分施設では、施設配置図のとおり、既存の処理前廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)の保管場所() ㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の() ㎡の処理前廃蛍光ランプ (水銀使用製品産業廃棄物)の保管場所を新たに設置する。

破砕処理については、毎週金曜日の午後4時から午後5時までを特例認定用の廃蛍光 ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)を専用時間帯として処理を行う。

処理後はオープンドラムに入れ、蓋をした状態で搬出まで施設内で保管する。

処理後物の保管場所は、施設配置図のとおり、現在、○○㎡の内にオープンドラム1 0本保管できるが、その内の1本分に仕切りを設けて特例認定用の処理後物の保管場所 ○㎡とその他の保管場所○㎡とする。

様式第五号の三(第八条の三十八の五第五項関係)

(第1面)

			申詞	青に信	系る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額
					及びその資金の調達方法
	Þ	7	訳		金 額 (千円)
資	3	きの	総	額	既存の車両及び施設を使用するため、新たな設備投資は不要である。
		土		地	
		事	務	所	
		収集道	重搬耳	車両	
		積替係	呆管力	施設	
		処理	里施詞	没	
	自	己	資	金	
調	借	i 7	_	金	
達		(借入分	七名)		
方					
法	そ	. 0	D	他	
	堆	i		資	
備考	ć.	内訳机	闌の耳	事項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること

(日本産業規格 A列4番)

役員・株主・政令使用人名簿

法 人 名	○○化学株式会社	:
(ふりがな)	生年月日	本籍
氏 名	役職名・呼称等	住所
(しんじゅく いちろ	職○年○月○日	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
う) 新宿一郎	代表取締役	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
(うえの じろう)	職○年○月○日	東京都〇〇市〇〇町〇〇番地
上 野 次 郎	取締役	東京都〇〇市〇〇町〇〇番地
(しぶや さぶろう)	職○年○月○日	東京都〇〇区〇〇丘〇丁目〇番
渋 谷 三 郎	取締役	東京都〇〇区〇〇丘〇丁目〇番〇号
(しながわ たろう)	職○年○月○日	○○県○○市○○丘○丁目○番地○
品川太朗	監査役	○○県○○市○○丘○丁目○番地の○
(まるまるこうざんかぶしきがいしゃ)		
○○鉱山株式会社	株主100%	東京都新宿区〇〇二丁目8番1号

(第2面)

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

平成30年 4月 2日

東京都知事様

提出者

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名称 ○○化学株式会社

代表者の氏名 東 京 次 郎

電話番号 03-5388-000

運搬車両・船舶の写真

自動船舶	車登録番号又は車両番号 名 品川○○あ○○○
	写真の方向等について図示するのが望ましい。
前面写	注意事項
真	
	注意事項
側一一	・車両の側面(真横)を撮影すること。・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること
面 写	(既に許可を有している場合には所定の事項 (「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。
真	車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。
	撮影 平成30年 3月20日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称 プラスラ	チック容器	用途	廃酸、廃アルカリ	
注意事項				
	・レンル担切したママー			
・容器等の全体が写る)よりに撮影すること	0		
		±₽. ₽.′.	マナックケ	2 8 2 2 8
		撮影	平成30年	3月20日

運搬容器等の名称	蛍光灯用容器	用途	廃プラ、金属くず、ガラス陶(廃蛍光ランプ 水銀使用製品産業廃棄物)
注意事項 ・容器等の全	:体が写るように撮影すること	0	
		撮影	平成30年 3月20日